

自動販売機設置事業者募集要項

男鹿警察署では、県有施設に自動販売機を設置する事業者を募集し、一般競争入札によって決定します。

入札に参加を希望される方は、本募集要項のほか、入札説明書及び仕様書をよく読み、内容を承知した上で参加してください。

1 目的

県有財産の有効活用を図りながら増収を図るとともに、県民サービスの向上と地域経済の活性化を図る。

2 入札資格要件

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 秋田県暴力団排除条例（平成23年3月14日秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 法人にあつては秋田県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては秋田県内で事業を営んでいること。
- (5) 自動販売機の設置業務において、過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有していること。
- (6) 自動販売機の設置業務において、国又は地方公共団体の貸付者より、契約義務違反による契約解除を申し渡された者でないこと。
- (7) 秋田県税を滞納していないこと。
- (8) 落札者決定の後、（公社）秋田被害者支援センターと犯罪被害者支援募金に係る協定を結ぶことができる者であること。

3 入札に付する事項等

- (1) 自動販売機を設置するための県有財産の賃貸借
- (2) 貸付場所及び面積

所在地	貸付箇所	台数	位置図	貸付面積
男鹿市船川港船川字新浜町1番地4	物件番号ー1 犯罪被害者支援募 金付飲料水自動販 売機 (庁舎1階入口)	1台	別紙「自動 販売機設置 位置図」の とおり	1.53㎡

※貸付面積には放熱余地、転倒防止器具等、回収ボックス設置部分を含みます。

(3) 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（自動更新なし）

4 入札参加申込

入札に参加を希望する者は、入札参加申込書を提出し、入札参加資格を有することを証明しなければなりません。

(1) 提出期間

令和8年2月6日（金）から同年2月24日（火）までの日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間

(2) 提出場所

〒010-0511 男鹿市船川港船川字新浜町1番地4

男鹿警察署 会計課

電話：0185-23-2233

(3) 提出書類（提出部数各1部）

提出書類		法人	個人
①	入札参加申込書	○	○
②	住民票及び身分証明書（市町村発行のもの）		○
③	履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）	○	
④	誓約書（設置実績を確認できる書類添付）	○	○
⑤	印鑑証明書	○	○
⑥	秋田県税の滞納の無い旨の証明書	○	○
⑦	設置する自動販売機のカatalog	○	○
⑧	秋田県内に本店、支店又は営業所を有することが確認できる書類	○	○

※②、③、⑤、⑥については、原則発行後3ヶ月以内の原本とするが、他の県有施設の入札へも参加する場合は、写しでも可とします。

※⑧の書類例：会社の組織図やパンフレット等。なお、履歴事項全部証明書に記載されている場合、提出の必要はありません。

(4) 提出方法

提出期間内に、提出に必要な書類を提出場所に直接持参か郵送により提出することとし、電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

5 質問書及び回答

(1) 受付期間

令和8年2月6日（金）から同年2月17日（火）までの日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間

(2) 提出方法

質問書（所定様式）を持参、メール、ファックスのいずれかにより提出してください。

(3) 質問者への回答

質問者に対し個別に回答します。また、すべての質問事項及び回答をまとめ、令和8年2月20日（金）までに県警（男鹿警察署）ホームページに掲載します。

6 入札参加資格の確認等

上記4（3）の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和8年3月4日（水）までに、申請者宛て結果をメール又はファックスにより連絡します。

また、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には入札参加資格を取り消します。

7 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和8年3月6日（金） 午後2時

(2) 場所

男鹿市船川港船川字新浜町1番地4 男鹿警察署 3階会議室

8 契約

落札者決定後、令和8年3月11日（水）までに、落札した者と県有財産賃貸借契約を締結します。

9 協定締結（犯罪被害者支援募金付飲料水自動販売機）

飲料水自動販売機については、落札者決定後、速やかに（公社）秋田被害者支援センターと犯罪被害者支援募金に係る協定を結ぶこととし、募金の額は、売り上げ額の5%以上とします。更に当該機器において、その旨をステッカー等で周知してください。

10 問い合わせ先

〒010-0511

男鹿市船川港船川字新浜町1番地4

男鹿警察署 会計課

TEL：0185-23-2233

FAX：同上

E-mail：k12057@mail2.pref.akita.lg.jp